

立山バス排出ガス規制の実施状況（令和4年度）

条例に基づき、立山バス排出ガス規制の実施状況について、次のとおり公表します。

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例 抜粋

（実施状況の公表）

第11条 知事は、毎年、この条例の規定に基づく指導、勧告等の実施状況を公表するものとする。

1 調査内容

規制対象区間を運行するバスについて、立山室堂ターミナル駐車場等で県職員による調査を実施しました。

（立山黒部アルペンルート営業期間：4月15日～11月30日）



（1）調査日数 5日（7、8、10月）

（2）調査台数 延べ27台

（3）調査結果

ア 条例適合車 27台（全体27台中100%）

イ 条例不適合車 0台（全体17台中0%）

ウ 条例不適合車を運行させた事業者数 0事業者

2 指導等の状況

（1）指導状況

指導の対象となる事業者はありませんでした。

（2）勧告状況

勧告の対象となる事業者はありませんでした。

（3）公表状況

事業者名等の公表対象となる事業者はありませんでした。